

相談・受付会場は「市役所第一棟2階」です

◎所得税(国税)の確定申告、住民税(市・都民税)申告の日程・会場等

相談・受付日		受付時間	税理士会	市職員	会場
2月	① 16日(月)~26日(木)	午前9時~11時、午後1時~3時	○	○	市役所第一棟2階
	② 27日(金)	午前9時~11時、午後1時~4時	○	○	
3月	③ 2日(月)~16日(月)	午前9時~11時、午後1時~4時	○	○	

注意事項

- ◆市役所へ車でお越しの方は地下駐車場へ、自転車の方は市役所東側・西側の駐輪場へ停めてください。
- ◆土・日曜・祝日は、確定申告の相談・受付ができません。
- ◆市民税・都民税の申告書のみ、土曜日の開庁時間内及び水曜日午後8時まで、市役所1階課税課市民税係で受け付けます。(確定申告の相談・受付はできません。)
- ◆給与・年金所得の方で、確定申告をされる方は、②・③の相談日をお勧めします。
- ◆事業・不動産所得等の方は、①の税理士の相談日に収支報告書を記入、作成のうえ、お越しください。
- ◆譲渡所得・贈与税、青色申告、複雑な相談等は、青梅税務署でご相談ください。
- ◆収入が無かった方も、市民税・都民税の申告が必要です。
- ◆遺族年金受給者は非課税ですが、市民税・都民税の申告をしてください。

◎青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	受付時間	会場
2月22日(日)	午前8時30分~11時30分	青梅税務署(河辺駅下車徒歩6分)
3月1日(日)	午後1時~4時	

税の申告はお早めに

【確定申告書の作成は】 国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で作成できます。e-Taxによる電子申告も国税庁のホームページを参照してください。※白黒(モノクロ)で打ち出した申告書の提出も可能です。

【公的年金から所得税が源泉徴収されていない方】 年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または市・都民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのうえ、相談日にお越しください。

【公的年金から所得税が源泉徴収されていない方】 年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または市・都民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのうえ、相談日にお越しください。

【住宅ローン控除の特別措置】に該当する方

税源移譲により、所得税から住宅借入金等の控除を引き切らなかつた所得税分を、市・都民税からの特別税率控除申告される方(対象者は平成11年から18年に入居された方です。)

【申告書の提出方法は】 詳細は2月1日発行の市税だより(全戸配布)をご覧ください。

【2月の納税】 2月は固定資産税・都市計画税(第4期)、国民健康保険税(第8期)、介護保険料(第8期)、後期高齢者医療保険料(第8期)の納期です。3月2日(月)までに納め

ている方は、納税計画についてご相談ください。

【納め忘れを防ぐ!】 口座振替は3月2日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

【納め忘れはありますか】 納税は便利な『口座振替』で市では、市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付に口座振替を利用すると、さらにお得になります。

【納め忘れはありますか】 次の税・保険料は納期限を過ぎています。

【納め忘れはありますか】 市・都民税(第1期~4期)・固定資産税・都市計画税(第1期~3期)・軽自動車税・国民健康保険税(第1期~7期)

【納め忘れはありますか】 この制度は、あなたのご指定の預金口座から各納期限に自動的に振り替えるもので、納期ごとに納めに行く手間が省け、納め忘れもなく大変便利です。

【納め忘れはありますか】 来年度の税・保険料の口座振替も隨時受け付けています。一度登録すれば年度毎の更新は不要です。

【納め忘れはありますか】 口座振替依頼書は、市内の金融機関等に備えつけてあります。ご希望の方には郵送しますのでご連絡ください。

【納め忘れはありますか】 なく大変便利です。

【納め忘れはありますか】 來年度の税・保険料の口座振替も随时受け付けています。一度登録すれば年度毎の更新は不要です。

【納め忘れはありますか】 口座振替依頼書は、市内の金融機関等に備えつけてあります。ご希望の方には郵送しますのでご連絡ください。

【納め忘れはありますか】 なく大変便利です。

【納め忘れはありますか】 來年度の税・保険料の口座振替も随时受け付けて